

我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例
(平成元年条例第28号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p>(7) 近隣住民 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 建築、開発行為等（指定工作物の築造を除く。）に係る建築物の敷地境界線から当該建築物の高さの等倍に相当する水平距離の範囲内にある土地又は当該土地に存する建築物の所有者及び占有者</p> <p>ウ 冬至日の真太陽時による午前9時から午後3時までに建築、開発行為等に係る中高層建築物により日影となる部分が生ずる土地又は当該土地に存する建築</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p>(7) 近隣住民 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 予定される建築物（以下「予定建築物」という。）の敷地境界線から当該予定建築物の高さの等倍に相当する水平距離の範囲内にある土地又は当該土地に存する建築物の所有者及び占有者</p> <p>ウ 冬至日の真太陽時による午前9時から午後3時までに予定建築物により日影となる部分が生じる土地又は当該土地に存する建築物の所有者及び占有者</p>

物の所有者及び占有者

エ **建築、開発行為等に係る中高層建築物**によりテレビジョン放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）の受信の障害（以下「テレビ受信障害」という。）が生じ、又は生ずるおそれがある土地又は当該土地に存する建築物の所有者及び占有者

オ **建築、開発行為等に係る特定用途建築物**の敷地境界線から水平距離で50メートルの範囲内にある土地又は当該土地に存する建築物の所有者及び占有者

カ **建築、開発行為等に係る指定工作物**から規則で定める範囲内にある土地又は当該土地に存する建築物の所有者及び占有者

(8) 略

(近隣住民への説明)

第6条 事業主は、建築、開発行為等をしようとするときは、近隣住民に対し、計画内容について規則で定めるところにより、説明しなければならない。ただし、市長が相当な理由があると認めたときは、この限りでない。

エ **予定建築物**によりテレビジョン放送（放送法（昭和25年法律第132号）第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）の受信の障害（以下「テレビ受信障害」という。）が生じ、又は生じるおそれがある土地又は当該土地に存する建築物の所有者及び占有者

オ **予定される特定用途建築物**の敷地境界線から水平距離で50メートルの範囲内にある土地又は当該土地に存する建築物の所有者及び占有者

カ **予定される指定工作物**から規則で定める範囲内にある土地又は当該土地に存する建築物の所有者及び占有者

(8) 略

(近隣住民への説明)

第6条 事業主は、建築、開発行為等をしようとするときは、近隣住民に対し、計画内容について規則で定めるところにより、説明しなければならない。

2 及び 3 略

別表第 1 (第 2 条関係)

区分	建築物
略	
近隣商業地域	略
商業地域	
準工業地域	
工業専用地域	
略	

別表第 2 (第 2 条関係)

区分	規模
居住の用に供する建築物	戸数（寄宿舎又は下宿においては室数）が 4 戸以上のもの
略	

2 及び 3 略

別表第 1 (第 2 条関係)

区分	建築物
略	
近隣商業地域	略
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	
略	

別表第 2 (第 2 条関係)

区分	規模
居住の用に供する建築物	戸数（寄宿舎又は下宿においては室数）が 4 戸以上のもの (第 5 条及び第 6 条の規定を適用する場合にあっては、1 戸が 1 K 若しくは 1 DK 又は各住戸の床面積が 25 平方メートル未満のものを除き、10 戸以上のもの)
略	

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。